

第6 船舶交通の制限等

1. 根拠

港則法第39条(船舶交通の制限等)

- 1 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。
- 2 前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。
- 3 港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止することができる。ただし、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第42条の8の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2. 制限の内容及び周知

- (1) 港内において、船舶の安全を阻害するような事態が生じた場合に、港長が一般船舶に対して船舶交通の制限を行うことにより、船舶交通の安全を確保しようとするもので、一般的には航路や船舶交通の車両鞍海域で大規模な工事等が行われる場合に、港長公示により航泊禁止、航行制限等の措置をとっています。
- (2) 制限を行う場合は、船舶交通の安全上必要がある場合に限られており、その期間、区域等も必要最小限に留められています。
- (3) 制限等を行った場合は、法第39条第2項に基づき公示し、港長事務所での掲示、八管区水路通報への掲載及び漁協・マリーナ等の海事関係団体へ通知しています。
- (4) 法第39条第3項は、海難が発生した場合で、引火性危険物の流出、船舶の沈没等により、一般船舶の航行が危険であると判断した場合に航行制限等を行うもので、急を要する場合は海難現場において巡視船艇等で交通整理を行うほか、無線電話等により港長公示の内容を放送して、関係船舶へ周知します。
なお、重油、潤滑油等の油が流出し除去作業を行っている場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条の2に基づき、各海上保安部署長が同様に巡視船艇等により一般船舶に対して当該海域からの退去、進入の中止等の航行制限を行う場合があります。

3. 航泊禁止区域内の航行

港則法第39条に基づき船舶の交通を制限された区域（航泊禁止区域）内で、船舶を航行させるためには、許可が必要となります。

4. 罰則

「航泊禁止区域内」において、許可を得ないで船舶を航行させた者は、3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。